

### ○鶴見緑地球技場利用料金

区分		単位	利用料金			
			会費又は入場料を徴収しない場合		会費又は入場料を徴収する場合	日曜日、土曜日及び休日における使用
			2時間以内	終日		
スポーツで使用する場合	小学校、中学校又は高等学校が使用する場合	全面1回	8,000円	48,000円	左記の3倍とする。	左記の2割増とする。
	その他の場合		16,000円	96,000円		
	小学校、中学校又は高等学校が使用する場合	半面1回	4,000円	24,000円		
			その他の場合	8,000円		
スポーツ以外で使用する場合	全面1回	48,000円	288,000円			
	半面1回	24,000円	144,000円			

備考

- 「2時間以内」とは、午前9時・午前11時・午後1時・午後3時・午後5時・午後7時からの利用時間をいい、「終日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 「休日」とは、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下同じ。）に規定する休日をいう。

### ○鶴見緑地球技場の附属設備の利用料金

区分	利用料金					
	会費又は入場料を徴収しない場合				会費又は入場料を徴収する場合	
	球技場と併せて使用する場合			その他の場合		
1回2時間以内	終日	超過時間1時間までごとに	1時間までごとに			
会議室	1,400円	8,400円	700円	700円	左記の3倍とする。	
ロッカー室	1,000円	6,000円	500円	500円		
得点表示板	1回1日につき				24,000円	
拡声装置	1回1日につき				18,000円	
照明設備	8基(100%)		1時間までごとに			24,000円
	8基(50%)		1時間までごとに			17,000円
	4基(50%)		1時間までごとに			11,000円
	4基(25%)		1時間までごとに			5,500円

備考

「2時間以内」とは、午前9時・午前11時・午後1時・午後3時・午後5時・午後7時からの利用時間をいい、「終日」とは、午前9時から午後9時までをいう。

### ○鶴見緑地第2球技場利用料金

区 分		単 位	利用料金			
			会費又は入場料を徴収しない場合		会 費 又 は 入 場 料 を 徴 収 する 場 合	日曜日、土 曜 日 及 び 休 日 に お け る 使 用
			2 時 間 以 内	終 日		
ス ポ ー ツ で 使 用 す る 場 合	小 学 校、中 学 校 又 は 高 等 学 校 が 使 用 する 場 合	全 面 1 回	8,000 円	48,000 円	左 記 の 3 倍 と する。	左 記 の 2 割 増 と する。
	そ の 他 の 場 合		16,000 円	96,000 円		
	小 学 校、中 学 校 又 は 高 等 学 校 が 使 用 する 場 合	半 面 1 回	4,000 円	24,000 円		
	そ の 他 の 場 合		8,000 円	48,000 円		
ス ポ ー ツ 以 外 で 使 用 す る 場 合		全 面 1 回	48,000 円	288,000 円		
		半 面 1 回	24,000 円	144,000 円		
備 考						
1. 「2 時間以内」とは、午前 7 時・午前 9 時・午前 11 時・午後 1 時・午後 3 時・午後 5 時・午後 7 時からの利用時間をいい、「終日」とは、午前 9 時から午後 9 時までをいう。						
2. 「休日」とは、国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下同じ。）に規定する休日をいう。						

### ○鶴見緑地第2球技場附帯設備の利用料金

施設名	種 別	利用料金		
		全面	1 時間までごとに	9,000 円
鶴見緑地第2球技場	照明設備	全面	1 時間までごとに	9,000 円
		片面	1 時間までごとに	4,500 円